

- P2 第204回通常国会を振り返って
- P3 予算委員会
 - ・コロナ禍における諸課題に対する政府対策を質す
- P5 法務委員会
 - ・「少年法等の一部を改正する法律案」
- P8 「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」
 - ・「民法等の一部を改正する法律案」並びに
 - ・「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」
- P10 在留外国人・外国人労働者を取り巻く課題解決に向け質疑
- P11 名古屋入管内の収容施設における死亡事案の真相解明を求め質疑
- P15 沖縄及び北方問題に関する特別委員会 自殺対策を推進する議員の会
- P17 過去最多の85万筆の署名を拉致問題担当大臣に提出 (UAゼンセンと力合わせて)
交通労連
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請(第3次)」を受理～国民民主党～
- P18 「バス運転手のワクチン優先接種への取組み」 JEC連合と政策協定を締結
- P19 UAゼンセンの政策実現に向けて全力投球
- P20 WEB会議等への招待のお願い
国会見学者一覧
国会見学のお申込み

◆ 今国会の質疑 ◆

予算委員会

コロナ禍における諸課題に対する

政府対策を質す



3月19日、「緊急事態宣言の解除基準」「コロナ禍で顕在化した在留外国人を巡る課題」「ワクチンの配送体制の課題」「パート労働者等が感染疑いとなった場合の賃金補償」「輸入原材料の調達コストの上昇による医薬品等の損失補填」「訪問介護従者

等のワクチン優先接種の条件」「コロナ禍におけるJ・R・鉄道事業者の現状と課題」について、菅総理大臣をはじめ担当大臣に質疑を行いました。

緊急事態宣言の解除基準

政府は国民の皆様にご感染予防対策は発信するものの、緊急事態宣言解除の明確な基準・ゴールを示さないことから、国民はどこまで頑張れば良いのか分からなくなり、自粛疲れを起こしてしまう。総理には国民の皆様の気持ちに寄り添っていただき、国民が耐えられるメッセージを発信するよう要請しました。



コロナ禍で顕在化した

在留外国人を巡る課題

厚生労働省における技能実習生をはじめとする在留外国人向け相談窓口の体制等の状況を確認した後、UAセンセンが設置した

在留外国人を対象とした労働相談窓口をフェイスブックのメッセンジャーで告知したところ、従業員や組合員以外の多くの在留外国人から相談が寄せられたことを紹介し、経済的にひっ迫している外国人労働者は料金がかかる電話での相談はできないということとを指摘し、厚生労働省においても早期にSNS等に対応した相談体制が整備されるよう要請しました。

また、技能実習生が多額の借金を抱えて来日している実態への対応では、外国人技能実習機構が不当な料金を取っている団体を事後的に見つけ対処している現状に対し、技能実習生が入国する際に調査すれば早

期に対処できることを指摘し、一部の監理団体や企業が法の精神に反した虚偽報告などにより制度が捻じ曲げられていることに対しては、厳しく対処するよう要請しました。



ワクチンの配送体制の課題

医薬品卸メーカーに急遽、集団接種会場から診療所等へ小分けしたワクチンの配送業務が依頼されたことに対して、医薬品卸メーカーは通常の配送業務でパンパンな状況の中、新たにワクチン配送業務が加わる。しかし、その業務範囲や手数料などのガイドラインが示されず現場は混



乱している状況にあり、政府として速やかに対処するよう要請しました。また、配送業者から厚生労働省へ手数料等を照会したところ、軋轢が生じることからガイドラインを示すことはできないと回答がされたことに対して、「軋轢」とは何かを問いました。河野大臣は「自治体向けの手引きで契約等について示しているが、足らなければ付け加えることはやぶさかでない」と応じました。

パート労働者等が

感染疑等となった場合の賃金補償

コロナ禍が長引くなか、パート労

働者等が、コロナ感染が疑われる場合または濃厚接触者となった場合、収入が断たれることから自宅待機することなく仕事をしてしまう可能性があり、感染拡大の要因となることを指摘し、政府が賃金補償を行い安心して療養に専念できる体制を整えるよう要請しました。

輸入原材料の調達コストの

上昇による医薬品等の損失補填

コロナ禍により輸入原材料の調達コストが上昇している現状を踏まえ、償還価格が決まっている医薬品・医療材料を始めとするコロナ



対策物資を安定供給するために企業が負っている損失に対し、国としての補填の考え方を問いました。西村大臣は「必要な時に企業の協力を求めながら、最終的に国が何らかの対応をする」と応じました。

訪問介護従事者等の

ワクチン優先接種の条件

訪問介護や通所介護の職員がワクチンの優先接種対象者となるための条件は、「優先とするかは市町村が判断する」「介護事業者は感染者や濃厚接触者にサービスを提供する意思を市町村に表明する」「介護事業者は感染者や濃厚接触者にサービスを提供する意思を市町村に表明する」「介護事業者は感染者や濃厚接触者にサービスを提供する意思を表明した職員に証明書を発行する」の3つの条件を満たす必要がある。特に3つ目の条件については、要介護者と真摯に向き合っている介護従事者から「信用されていないのでは

ないか」との複雑な声が上がっている状況を政府に訴え、運用の見直しを行うよう要請しました。

また、医療従事者の優先接種の条件は、コロナ感染している患者に接する可能性がある者とされている一方、訪問介護従事者等の場合はサービスを提供する者となっていることの矛盾を指摘しました。

コロナ禍における

JR・鉄道事業者の現状と課題

JRの2020年度の通期業績予想ならびに、輸送密度が少ないJRの路線図を示し、今後の鉄



輸送密度が少ないJRの路線

- 線 地図上の赤色路線:平均通過数量(1日あたりの輸送密度)2,000人未満
- 線 地図上のオレンジ色路線:平均通過数量(1日あたりの輸送密度)4,000人未満

国鉄時代、国鉄再建法において、1日あたり輸送密度が4,000人未満の線区についてはバス輸送等に転換を図ることとされ、このうち輸送密度2,000人未満の線区については早期にバス輸送等への転換を行うとされた。



すべての路線の約5割で存続の懸念

出典:平成30年版 鉄道統計年報「JR旅客会社運輸成績表(延日キロ、人キロ、平均数)」と各社公表資料をもとに川合事務所作成

令和3年3月19日 参議院予算委員会
国民民主党・新緑風会 川合孝典

「少年法等の一部を改正する法律案」
4月23日、参議院本会議で少年法の一部を改正する法律案に対して

法務委員会

道のあり方を検討するにあたっては、高齢化やリモートワークの普及により都市集中型から地方へのUターンなどライフスタイルが変化するなか、30数年前の国鉄民営化の際のモータリゼーションを前提とした廃線基準を見直し、地方が調和のとれた発展につながる議論となるよう要請した上で、菅総理の認識を問いました。菅総理は「今後の鉄道のあり方を検討する際には、廃線ありきでなく、国全体の発展を考える中で多くの有識者の意見を聴き進めて行く必要がある」と応じました。

会派を代表して上川法務大臣に質疑を行いました。本改正案は、公職選挙法や民法における成年年齢の18歳への引き下げに伴い、18歳及び19歳の者を新たに「特定少年」と位置づけるとされています。来年4月の改正民法の施行によって18歳及び19歳の者は親権に服さず、その行為



能力が認められます。成年として認められた以上、行為能力に見合った責任を負うという横並びの考え方は国民にとっては理解しやすいものであり、成年年齢引き下げの趣旨と整合していると考えられます。

一方で20歳未満の者に定められている未成年者飲酒禁止法や未成年者喫煙禁止法等の規制は今後も維持する方向で検討されています。それぞれの法律が実施する目的や趣旨を法律ごとに個別具体的に検討すべきです。そうした視点に基づくと本法案が18歳及び19歳の者を少年法上の少年と位置づけているにも拘わらず「特定少年」として大幅な特例を認めることは少年法の目的である少年の健全な育成を期することとの間に法体系上の不整合を生じさせます。少年法の理念を守り「特定少年」をどのように取り扱うのかなどについて質しました。

質疑では、特定少年について検察への原則逆送の対象となる事件に死刑、無期又は一年以上の懲役、禁錮にあたる罪を加えるとしているが、具体的にどのような罪が新たな対象となるのかを問い、大臣は「強制性交等罪、強盗罪などがある」と応じました。

また、改正法案では特定少年が公訴を提起された後、推知報道(実名報道)の禁止を解除するとされていることの解除理由を問い、大臣は「公判請求された場合には、公開の法廷で刑事責任を追及される立場となることに鑑み法律案ではその時点から推知報道の禁止を解除する」と応じました。

さらに、本法律案の施行期日は令和4年4月とされていることに対して、18歳及び19歳の少年の取り扱いをこれまでと大きく変えるのであれば、その趣旨や具体的な変更点など

現場の矯正・保護施設の職員にも十分周知して、特定少年の取り扱いの適正性を確保する必要があることを指摘し認識を問いました。大臣は「少年や保護監察所等の職員に対して今般の改正の趣旨等について研修その他の機会をとらえて十分に周知を図り特定少年にふさわしい処遇の充実に努める」と応じました。



5月6日、大学院教授、弁護士などの参考人に質疑を行いました。

本法案は「特定少年」に大幅な特例を認めるとされていることから、この議論を進めるにあたって「大人

とは「子供とは」という定義の捉え方を問い、参考人は、「中間的な類型として捉えることができる」や「どこか一点で区別できるわけではなくて成長の度合いにはグラデーシオンがあると認識している」と述べられました。

また世論調査では、少年法の対象年齢の引き下げについて8割以上が引き下げに賛成され、反対は14%程度。一方で選挙年齢と成年年齢の引き下げについては賛成48%対52%であり、この数字の捉え方について問い、参考人からは、「民法の改正が実現するわけで、実現する以上は民法によってでき上がった価値観を前提に、法体系を整備しなければならぬ」とや「誤った報道がされて、少年法は甘い、少年院は甘いと誤解をしている方たちが、少年法の年齢引下げに賛成するんだろうと思う」と述べられました。

5月11日、改正案に反対派の方々は、少年法がこれまで機能してきたということをもって法改正することの立法事実について疑義を唱えている。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられたこと自体が立法事実であり、そこに尽きると理解している。この法改正に伴って新法が適正に運用されること。被



害者と加害者双方、関係者にとって適正に運用される法となるよう、建設的に議論をしなければいけない。また、被害者に対する補償が十分にされないことが、被害者と加害者の均衡の観点から加害少年に対する責任を追及する姿勢につながるとも考えられる。この賠償等の枠組みを今後どう見直していくのかが非常に大きな論点になることを指摘しました。

質疑では、今回の年齢引き下げにあたってのエビデンスが非常に薄い。今後これまでの一連の法改正などが少年犯罪の動向、抑止効果、更生等



に効果を発揮しているのかを含め分析するよう要請し、認識を問いました。政府は「本改正案には附則に5年後の検討条項を設けており、検討をするに当たっては本改正法の運用状況について十分に把握した上で検討を行う」と応じました。

また、少年事件における報道の在り方が全般的に加害者のプライバシー保護に偏っており、社会一般的な常識として加害者のプライバシーをどう守るのかを前提に被害者のプライバシーをどう守るのかについても重点を置かなければならないと指摘し、大臣の認識を問いました。

大臣は「加害者とのバランスの中の議論も含めて、被害者等のプライバシー保護にはしっかりと対応すべき事柄である。権利利益の保全を図るといふ視点からたゆまぬ改善をしていく」と応じました。

5月13日、被害者の保護・救済をどう図るかを前提とした上で、加害少年、非行少年が、更生する中で贖罪と賠償責任を果たしていくことが必要である。そのためには就業支援の取組みをしっかりと前に進め、働いて賠償責任を果たすことが必要であると指摘し、現状の更生を促す上での就業支援に向けた取組みの状況ならびに少年の就業支援を今後より充実させていくことへの必要性に対する認識を問いました。また、コロナ禍で雇用環境が厳しい中で、出所者の就労先の確保はより厳しい状況となることが想定されるた

め、これまで以上に協力雇用主への働きかけを行うよう求めました。

上川大臣は「協力雇用主への刑務所出所者等就労奨励金支給制度に加えて、少年院出院者等の就職活動、また職場定着のため、きめ細かな寄り添い型の支援を行う更生保護就労支援事業を実施しているところである。この充実と事業運営を安定的に取組んでいくことができるよう、しっかりと成果を上げていく。またコロナ禍の就労先確保については「特別にしっかりと取組んでいく必要があると認識している」と応じました。

※本法案は5月21日に国民民主党を含む賛成多数で成立しました。

「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」

4月6日、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対して質疑

を行いました。法案の概要は、裁判所事務の合理化と共に裁判手続きのIT化を推進することによって事務処理の支援体制強化を図ることを目的として、裁判所書記官2名及び事務官39名を増員する一方、技能労務職（警備、清掃業務等）を58名減員する内容となっています。

質疑では、技能労務職の減員は定年退職等による不補充で対応することを確認した上で、裁判官の客観的な適正な人員がないなかで、裁判官一人当たりが抱える案件をどの程度にすべきか、また国際的にみて日本の審理日程はどうあるべきかを考



えた後、人員の議論をすべきと指摘しました。その上で、上川法務大臣に三権分立はあるものの適正な人員を踏まえた予算確保に向け財務省への働き掛けを要請しました。

※本法案は4月7日に国民民主党をはじめ賛成多数で可決成立しました。

「民法等の一部を改正する法律案」並びに「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」

4月13日、相続等により取得した土地所有権を国庫への帰属に関

する法律案等に対し質疑を行いました。

この法案は、社会情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、相続等により所有者不明土地の発生を抑止を図るため、相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設するものです。

一方、土地所有権を国庫に帰属させるためには、隣地との境界を確定すること、建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地



は該当しないこと、審査手数料のほか土地の性質に応じた標準的な管理費用を基に算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を徴収されることなどの要件があります。

さらに、不動産を相続した後、3年以内に所有権移転登記を正当な理由なく怠った場合10万円以下の過料に処すとされています。また引越等により登記内容に変更が生じた場合にも2年以内に変更登記を正当な理由なく怠った場合に5万円以下の過料に処されます。

質疑では、経済的に困窮されている所有者が、国庫への土地帰属制度を利用できる費用負担のあり方について上川法務大臣の認識を問い、大臣は「承認申請者の負担にも配慮する必要があると承知している。負担金の額の算定方法は政令で定めることから、承認申請者の負担能力に配

慮をしながら適切な算定方法になるよう関係省庁と連携して検討する」と応じました。

また、隣地の境界を確定する際に用いられる地図は、明治時代の地租改正の時に作られた公図が用いられることもあり、今後の所有者不明土地を将来的に無くしていく取組みにあつては、正確な地図が必要であり国の責務として早急に作成するよう要請すると共に大臣の認識を問いました。大臣は、「境界確定の努力も含めて測量し整理していくことは、国の責務として果たすべき重要な役割である。運用の中で難しいところもたくさんあるが、どのように折り合いつけていくのかも含めてしっかりと検討していく」と応じました。

さらに、所有者不明土地の持ち主となった人が、国庫への返還を促すようインセンティブが働く法制度とす

ることで、所有者不明土地の増加を抑制することにつながり、社会的コストが低減されることを提案し、大臣の見解を問いました。大臣は、「インセンティブにより、国庫への帰属が促進される制度になっていくことは望ましいことである。全く新しい制度であり、要件や負担金のありかも含

め施行後5年経過の際に制度の運用状況を踏まえ、しっかりと見定めたい」と応じました。



4月15日、司法書士や土地家屋調査士などの参考人に質疑を行いました。法案では不動産を相続した後、3年以内に所有権移転登記を正当な理由なく怠った場合10万円以下の過料に処すとされています。この「正当な理由」について法改正後どのように運用されるべきかを問い、参考人は「できる限り明確にすることが重要。省令等の規定を定める際には司法書士の意見も是非取り入れて国民にとって不意打ちや不公平感のない運用が図れるように希望する」と述べられました。

また、法務大臣の国庫帰属の承認要件は、様々なハードルが課せられていることに対し、司法書士の立場として、このハードルを今後将来的に

見直していくにあたってどのように考えるかと問い、参考人は「今回の法案の成立を期待している国民は多くいると思う。この制度の内容を国民にしっかりと周知していく必要がある。5年後に見直しをする条項が入っているので、しっかりと見直しを行って頂きたい。また我々はその実務の運用の実績を見て検討課題を国會議員に提示していきたい」と述べられました。

4月20日、登記手続きを正当な理由なく怠った場合に過料を科す以上、「正当な理由」を明確にして登記官の恣意的な判断が及ばないよう



「正当な理由」を明示的にしたガイドラインを作成した上で、国民への周知の取組みが重要であることを提言し、政府の考え方を問いました。政府は正当な理由について「遺言の有効性や遺産の範囲が争われているケース、申請義務を負う相続人自身が重病であるなどの事情があるケースなど」とし、「これを通達により具体的な類型を示し、関係団体とも連携し広報・周知活動を行っていきたい」と応じました。

また、境界確定に多額の費用が掛かる場合、過料10万円を支払い所有権移転登記の責務を果たさないという選択する可能性も否定で

きないことに対し、何らかの対応を検討する必要があることを指摘し、大臣の認識を問いました。大臣は「新しい制度ができるので、運用状況を指摘の視点も含め見定めて進めていき、5年後の検討に付していく」と応じました。

※本法案は4月21日に国民民主党を含む賛成多数で成立しました。

在留外国人・外国人労働者を取り巻く課題解決に向け質疑・法務及び司法行政等に関する調査

3月16日、外国人労働者を取り巻く諸課題に関して、UAゼンセンが昨年9月に開設した在留外国人向けの相談窓口の取組みとそこに寄せられた声を基に上川法務大臣に質疑を行いました。

UAゼンセンの取組みから明らかになったことは、弱い立場の方や経済的に追い詰められている方は、

Wifi環境が整った場所でSNSを利用して無料でなければ相談はしないこと。また、相談窓口に寄せられた内容から、これまでも在留外国人・外国人労働者の雇用環境は、賃金・労働時間・生活環境の諸課題が指摘されてきたが、コロナ禍でさらに厳しい現状にあることを政府に伝えました。

その上で、監理団体の技能実習生



UAゼンセンより課題報告



に対する定期的な面談が行われていない現状、技能実習制度の趣旨に添わない活動を行っている「送り出し機関」「監理団体」「実習先企業」の現状、技能実習生が多額の借金を抱えて来日している問題、ハローワークの多言語対応の課題について事例を示し、課題解決に向け取組むよう求めました。

また、技能実習生が定期的な今どういう状況で仕事をしているのかなど、監理団体を介さず直接行政に報告を義務付ける枠組みをつくる必要性を上川法務大臣に提言しました。大臣は「検討に値する。参考にさせていただきます」と応えました。

3月22日、コロナ禍により1年間の「特定活動」の在留期限を迎える技能実習生・特定技能外国人への対応方針等の考え方や、技能実習生との意思疎通の不足によるトラブルが頻発していることに対して、技能実習生に資格を付与する際に介護職種のみならず、全ての職種に一定の日本語力を求めるべきと提言し、大臣の認識を問いました。

大臣は「帰国ができる環境が整うまで引き続き本邦で就労を認めるよう検討している」、「一定程度の日本語力はコミュニケーション能力を維持していくためには、ある程度必要であり極めて重要な指摘」と応えました。

4月8日、外国人労働者の相談窓口の多言語対応を含む整備状況について、上川法務大臣及び厚生労働省に確認・要請しました。

大臣は「法務省では外国人受入環

境整備交付金により、地方公共団体による二元的相談窓口の設置運営を支援している。交付決定を受けて二元的相談窓口を開設運営している地方公共団体は令和元年度末時点で139団体となっている。また外国人在留支援センターで二元的に様々な情報を集約しながら、良い事例を地方公共団体にも提供するなど、全国でユニバーサルにサービスができるよう体制整備に全力で取組む」と応じました。

一方、厚生労働省へは、都道府県の労働基準監督署をはじめ地方の出入機関が369か所もあるにも拘らず、多言語で対応できる相談窓口は68か所にとどまっている状況に対し、外国人労働者が急速に増えている現状を踏まえ、多言語対応が可能な相談窓口を早急に整備するよう求めました。

また、外国人技能実習制度におけ

る管理団体等の不正行為に対する大臣の認識を問いました。

大臣は二部の受入企業等で、この制度の趣旨が必ずしも十分に理解されず労働関係法令違反等の問題があること、また技能実習生が失踪してしまうといった問題が生じていることは事実であり大変重く受け止めている。厚生労働省及び外国人技能実習機構ともしっかり連携して、技能実習法の趣旨に沿った制度が活用されるよう手続きの適正化に努めると応じました。

名古屋入管内の収容施設における死亡事案の真相解明を求め質疑

3月22日、名古屋入国在留管理局内(以下、名古屋入管)の収容施設で1月下旬ごろから嘔吐などの体調不良を訴えていたスリランカ人の被収容者が3月6日に死亡した事案に関する調査状況を出入国在



留管理庁(以下、入管庁)に質しました。しかし、究明調査中を理由に調査状況が示されないことから、いつまでも放置していることで再発を招きかねない。早期に調査を進めて結果をつまびらかに報告するよう上川法務大臣に要請しました。

大臣は「第三者の方々との協力も含めて今指示をしている。スピード感を持ってしっかりと取り組むよう併せ

て指示をしている。指摘に対しては真摯に受け止める」と応じました。

3月30日、その後の調査状況を問い、被收容者が体調不良を訴えた以降の診療履歴ならびに死体検案書の内容が報告されました。さらに血液検査等の詳細な診療行為を問いましたが、入管庁は「詳細な医療行為を含め4月上旬に中間報告をさせていただき事実を明らかにしたい」と応えました。

入管庁の答弁を受けて大臣に、様々な実態があることを踏まえた上で再発防止のため今できることをしっかりと行うよう要請しました。

(質疑により明らかになった病態・診療行為等)

- ・死体検案書には、直接死因の欄に急性肝不全。死因の種類には不詳
- ・1月下旬に体調不良を訴える(食事十分とれない、吐き戻す)



- ・1月28日、庁内の非常勤医師により診察
- ・2月4日、庁内の非常勤医師が外部病院の消化器科受診を指示
- ・2月5日、外部総合病院の消化器内科を受診し、胃カメラを実施
- ・2月16日、頭、首、全身のしびれを訴え庁内の整形外科の医師により診察
- ・3月4日、2月18日及び22日に庁内の内科医師の診察において、症状が精神面に由来する可能性も疑われるとの指摘により、外部総合病院の精神科を受診し、頭部CT検査を実施。
- ・3月18日、3月4日の総合病院の精神科受診予定であった。

4月6日、これまでの質疑で明らかになった死亡当日の状況や診療状況などを基に、収容施設の医療提供体制の意思決定プロセスを問いました。入管庁の説明から、ルールがあることは確認できたものの、そのルールが機能していないことを指摘し、収監が長期化するなか夜間や緊急時も含め医療提供体制の整備を図り、再発防止に向けて取り組むよう大臣に要請しました。

大臣は「医療提供体制の整備は待ったなしであり、施設内のチームとしての健康管理と治療体制を図ると共に、外部との連携による医療提供体制が大切と思っている。今やるべきこと、調査結果を受けて加えるべきことに対応し、全体観の中で動く」と応じました。

4月27日、衆議院法務委員会、中間報告書に記載がない外部病院

が発行した診療情報提供書の存在が指摘され、入管庁はその理由を「被收容者の名誉・プライバシーに配慮した結果」と答弁したこと、ならびに外部医師が仮放免の必要性を指摘しているにも拘らず記載しなかつた理由を問いました。さらに、診療情報提供書の出所ならびに死亡する3日前から劇薬指定されている向精神薬の投与が始まり、この薬剤の添付文書には糖尿病性昏睡と重大な副作用が発現し死亡に至る場合があるとされていることに対する、收容施設内での管理体制を問いました。

入管庁は、「中間報告の内容は当該医師から当庁が直接確認できた内容ではないことを前提に、病気になることで仮放免してもらいたいという動機の指摘や、身体化障害の疑いとの点のほか詐病の疑いとの可能性の指摘も記載されて



いる。これをそのまま中間報告に引用して公表することは本人の名誉やプライバシーに関わると考えた」、診療情報提供書の出所については「亡くなった方の遺族等の要請を受けて、外部病院から大使館に提供されたと認識している」、また向精神薬の服用については「向精神薬の効用等について職員が把握していたかは現時点では把握していない」と応じました。

この答弁に対し、診療情報提供

書の存在ならびに診療情報提供書の内容が中間報告書に記載されなかつたことは、存在自体を記載するべきであり、後で他所から示されたことで入管庁が不必要に情報を隠蔽したと捉えかねない状況を生じさせたことは事実。国会からの報告の要請に対して一部とはいえ情報が隠されていることは非常に不愉快であることを訴えました。

また、向精神薬の服用に関する調査については、慎重に病状を管理しなければならぬ薬剤であり、医師の聴取をしっかりと行うよう要請しました。

5月13日、当日の毎日新聞の朝刊に「入管報告と診療記録と逆」と報じられたことに対し、法務大臣の認識を質しました。

入管庁の中間報告書では、「胃力

メラの検査を行ったときに食道、胃、十二指腸に潰瘍等の異常は見当たらなかつた」と明示されている。これに対し、毎日新聞の記事は、「胃カメラでは胃に部分的にただれが目立つが」との内容であり、これが事実であれば明らかに虚偽になることを指摘しました。

また、中間報告書には「点滴や入院の指示がされたことも無かつた」とされているが、記事では診療記録に「これだけ嘔吐があれば出血ある。GERD(胃食道逆流症)であろう。内服できないのであれば点滴、入院(入院は状況的に無理でしょう)」と記載されていることを示し、大臣の認識を問いましたが、「答弁は差し控えさせていただく」と応えない姿勢に対し、不適切であることを指摘しました。

その上で、我々は、役所が提出してきた様々な法案、法律改正の

資料など、正しいことを前提に質疑をしている。その前提となる資料自体に虚偽やごまかしがあったら法案審議はできない。この問題を生じさせた当事者である入管庁が調査を行うということ自体に矛盾があり、有識者を含む第三者で、中立的な立場の方が正確な情報に基づいて議論を行わないと、この問題は解決されないと強く訴えました。

5月18日、外部医師による診療情報提供書、カルテ等の情報が書面で国会に開示されていないこと、また客観的資料として、施設内のビデオの開示がされないことに対し、法務省としてプライバシーに配慮した上で、できる限りの情報を開示することが国民の理解につながる」と指摘し、改めて大臣に開示を求めました。

大臣は「一般的に個人に関する情報を内容とするものであり、情報開示請求に対しても不開示情報として対応している。医療関係の記録についても不開示情報として扱っているので理解願いたい。最終報告に向けて外部の医師、あるいは病院の方々ともヒアリングを行い今動いている状況であり、精度の高い最終報告に向けて最大の努力させていただく」と述べ開示には否定的な考えを示しました。

一方、被收容者が亡くなる2日前から外部精神科病院で処方された向精神薬を服用しており、この部分



の情報が極めて大きなポイントであり、当該病院の医師等の聴取を行うよう求めました。

大臣は「必須のヒアリングではないかと私自身思っている」と応じました。

5月20日、政府は今国会に提出した入管法改正案を、本案により取り下げを決定したことを踏まえ、質疑等を行いました。

長期にわたる収監など改正しなければならぬ点があつて入管法改正案が提出され、その必要性は今もある。しかし本事実を確実に説明せず、また情報公開を行わず疑惑を温存したままでは、改めて改正案を提出したときに同じことが起きることを指摘しました。

その上で、外部精神科病院の医師等が入管庁の聴取に応じていないことに関して入管庁のその後の

対応を確認したところ、改めて当該病院と連絡調整を行った結果、今後、聴取への協力が得られたとの答弁がされました。また聴取結果については、入管庁の調査チームが聞き取りを行い、調査チームに入っている第三者に聴取結果を示し、内容を適切に反映させることを明らかにしました。

この答弁を受けて、入管庁として信頼回復のために一番重要なことは説明責任を果たすことであり、情報をきちんと公開することである。そして、被害者を二度と出さないことであり、あわせて国民の疑念を晴らすための取組みを進めるよう大臣に要請しました。

大臣は「指摘の疑念が解消できるように、可能な限りの情報開示に意を尽くすように指示している。事実に基づいてしっかりとエビデンスベースで報告書を作っていくことが、何よ

りも正確な理解と説明責任につながる。最終報告においては、様々な指摘や、色々な角度からの指摘を十分に踏まえた上で、第三者の指摘もしっかりといただき、命を預かる入管の施設でこのようなことが二度と起こらないように、指示を出し、最後の最後まで徹底してやらせていく」と応じました。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

3月23日、「沖縄振興策」並びに「北方問題」について、政府の考え等を問いました。

沖縄振興策に関しては、これまで巨額の資金を投入してきたものの、依然として県民所得が低いことや、製造業が少なく育たない理由、またアジアの玄関口であるにも拘らず物

流の港湾機能の整備が進んでいない現状に対し、地理的優位性を活かして港湾整備の議論を進めることを提言し、河野大臣の認識を問いました。

大臣は、県民所得について「非正規の雇用率、離職率がいずれも高く、労働生産性・企業の収益力が共により下がり、労働者の待遇が悪くなるサイクルになっている。他方、沖縄は労働分配率が全国平均よりもかなり上回っている特徴もある。この沖縄の潜在力あるいは優位性を生かした産業の育成と高付加価値化を進めていく必要がある」、製造業が少ないことに対しては「これまでの施策を



振り返り、何に効果があったのか分析をしていく」、港湾整備については「アジアの玄関口であるとの視点も含めて、検討していく必要がある」と応じました。

また、北方問題に関しては、ロシアが昨年7月に憲法改正を行い、領土割譲を禁止した一方で、プーチン大統領は菅総理大臣への新年メッセージで、2島返還協議を促したとの報道があるなかで、政府としての北方領土交渉の考え方を問いました。

中西外務大臣政務官は「平和条約交渉においてこれまで同様、北方四島の帰属の問題について交渉を行う」と応じました。

自殺対策を推進する議員の会

3月5日及び15日、私が事務局長を務める超党派議員連盟「自殺対策を推進する議員の会」は総会を開催しました。

現在日本は、1998年に自殺者が急増して以降、最も深刻な自殺の危機に直面しています。昨年





の自殺者数は前年比4.5%増の2万1081人となり、11年ぶりの増加となりました。特に児童生徒は前年比25.1%増(過去最多)、また女性は前年比15.4%となつてしまいました。

当議員連盟ではこうした危機に立ち向かうため、昨年3月と11月に「コロナ禍における自殺総合対策」の強化に関する緊急要望を政府に行いました。これにより様々な取組みが進められましたが、昨年の状況が踏まえれば、依然として対策が不十分であることから、関係省庁より現状の取組み等のヒアリングを行い、緊急要望(第三弾)のたたき台について討議を行いました。出された意見を踏まえ、たたき台を精査した上で、早期に政府に対し要望することを確認しました。

3月25日、総会で検討・協議した「コロナ禍における自殺総合対策の強化について(緊急要望第三弾)」を田村厚生労働大臣に提出しました。私からは、厚生労働大臣に対し文部科学大臣と連携して、児童生徒の自殺実態を分析し実践的な対策の



立案に活かすよう求めました。

要望書はこちらから▼



4月27日、萩生田文部科学大臣に「コロナ禍における教育現場での自殺対策」に関する緊急要望を提出しました。

これまで文部科学省では「いじめ」が背景にある自殺についての調査は行っているものの、それ以外のケースでは情報共有がされていなく再発防

止に役立てられていません。児童生徒の自殺者数が増加の一途を辿るなか、文部科学省には従来の手法を見直し関係省庁・地方自治体と連携して実効性の高い児童生徒の自殺対策を推進するよう求めました。

要望書はこちらから▼



過去最多の85万筆の署名を拉致問題担当大臣に提出(UAゼンセンと力合わせて)

4月5日、コロナ禍にも拘らず過去最多の85万4,178筆に及ぶ「北朝鮮による拉致被害者家族支援署名簿」をUAゼンセンの松浦会長、ヤングリープス中川委員長らと共に総理官邸を訪問して、加藤内

閣官房長官兼拉致問題担当大臣へ手交しました。

私から「国際情勢は複雑であるが、総理の「直接交渉も厭わない」という発言もふまえ、断固たる姿勢で取組んでほしい」と要請しました。加藤大臣は、「米国や国際社会とも連携を取りながら全ての日本人拉致被害者全員の一日も早い帰国に向けて、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で取組んでいく」と応じました。

UAゼンセンの仲間の皆さんは、2002年より拉致被害者家族支援に取組み、2011年からは署名を担当大臣に手交してきています。

全国の街頭等で署名活動を行うことは、北朝鮮による拉致があったという事実や、現在も拉致被害者ご家族が苦しんでいる現実を国民の記憶から風化させないためにも極めて大きな意義があります。

今後もUAゼンセンの皆さんと政府に対し、拉致問題対策の推進ならびに拉致被害者の方々の早期の救出を強く求めてまいります。



交通労連

「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請(第3次)」を受理

国民民主党へ

3月1日、交通労連の皆様より国民民主党へ『新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請(第3次)』が提出されました。

園田委員長から、私たちは引き続き求められている社会的な使命を果たすべく努力を続けてきているが、そのためには労働者が安心して働ける環境と共に、事業の継続ができるよう政策面での支援が欠かせない。

特に重要かつ緊急度の高い項目について、改めて要請するので求める政策の前進・実現に向け、特段の支援を願う旨が述べられました。

私からは、現行の国の支援制度を



交通労連園田委員長より要請書受理

整理した上で、事業者規模と従業員数を基に事業者支援と労働者の賃金補償を合わせた制度に見直し、誰もが安心して働くことができ生活ができる制度の実現に向け検討してまいりますと伝えました。

要請書はこちらから



「バス運転手のワクチン優先接種への取組み」

6月14日、交通労連の皆様より、東京オリンピック組織委員会から選手や大会関係者の宿泊施設と競技会場の移動手段として、全国のバス会社へ2500台のバスおよび運転手の派遣が依頼されている。しかし、バス運転手へのコロナワクチンの接種対応が自治体間で相違しているため、

このままではバス運転手がワクチン接種を受けないまま東京に派遣されることとなる。運転手の感染防止のため、早期に優先接種対象者となるよう関係機関等へ働きかけてほしい旨の要請をいただきました。

この要請を受けて、東京都オリンピック・パラリンピック準備局に必要な対応を図るよう申し入れを行いました。

JEC連合

政策協定を締結

5月28日、日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC連合）と政策協定を締結させていただきました。日本経済の根幹をささえる化学エネルギー産業の未来を切り開くために、全力を尽くしてまいります。



JEC連合酒向会長



UAゼンセンの政策実現に向けて全力投球

新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが未だに立たないなか、今年には既に2回の「緊急事態宣言」が発令され、3回に及ぶ期間延長が行われました。また、法改正により「まん延防止等重点措置」が新たに設けられ、多くの地域で飲食店、商業施設、テーマパーク等を中心に営業自粛や営業時間の短縮が要請され、多くの企業にとって事業運営や雇用維持が大変厳しい状況となっています。

私は、UAゼンセンが取り組む政策の実現に向けて、厚

生労働省をはじめ関係省庁へ要請を行ってまいりました。その結果、政府は当初、雇用調整助成金の特例措置の要件や金額を縮小する方向で検討していましたが、現在も要件・金額ともに特例措置が維持されています。また、訪問介護従事者等へのワクチンの優先接種を求めてきた結果、対象者とすることもできました。

今後も、UAゼンセンの政策実現に向けて全力投球で取り組んでまいりますので、是非とも皆様声を届けていただくことをお願い申し上げます。



1月13日 UAゼンセン

政府へ緊急事態宣言の発令に伴う雇用対策の強化などを求め厚生労働省へ要請



2月17日 UAゼンセン

ワクチン接種等に関して厚生労働省へ要請



3月5日 フード連合・UAゼンセン

食の安全・安心の推進に向けての取組みについて消費者庁へ要請



4月2日 UAゼンセン

雇用調整助成金の特例措置等に関して厚生労働省へ要請



5月28日 UAゼンセン

緊急事態宣言の延長に関して内閣官房へ要請

国民民主党の活動



国会対策委員長記者会見
(毎週火曜日)



2021年定期大会
(4月2日)



2021年度東京都総支部連合会
定期総会(5月27日)



都議選都連会長として街宣
(6月25日)

WEB会議等への招待をお待ちしております！

これまでにWEBでご挨拶をさせていただいた皆さま (2021/6月30日現在)

UAゼンセン都道府県支部… 28道府県支部 43回 (北海道、岩手、宮城、秋田、山形、福島、埼玉、山梨、神奈川、新潟、富山、石川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、愛媛、熊本、大分) 労働組合等…258回

※訪問がかなわない場合は、WEBでの対応もお願いいたします。
(連絡先電話番号、メールアドレスは国会見学のお申込みと同じです)



国会見学者一覧 2020年12月～2021年6月

2020年12月から2021年6月までの間、174名の皆さまが国会見学・会議にお越しくださいました。

今後も団体でのお越しをはじめ組合員等の方々のご家族・ご友人など、たくさんの皆さまをご案内したいと思います。また、時間のゆるす限り川合孝典より政治情勢等をご説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

日付	見学者	日付	見学者
2020年12月3日 木	UAゼンセン新入局員研修会	2021年4月20日 火	UAゼンセン福島県支部
2020年12月17日 木	UAゼンセン総合サービス部門 ケータリング部会第3回運営委員会	2021年4月21日 水	医療機器材料関連労働組合委員会
2020年12月17日 木	UAゼンセン総合サービス部門 ホテル・レジャー部会	2021年5月20日 木	モンテローザ労働組合
2021年4月7日 水	コモディイイダ労働組合	2021年5月24日 月	マルエツ労働組合
2021年4月8日 木	旭化成労働組合 川崎支部	2021年6月23日 水	UAゼンセン総合サービス部門 インフラサービス部会運営委員会
2021年4月9日 金	旭化成労働組合 川崎支部	2021年6月24日 木	UAゼンセン製造産業部門衣料業種委員会
2021年4月14日 水	ウエルシアユニオン	2021年6月29日 火	帝人労働組合

2020年12月～2021年6月 174名 / 2016年9月～累計15,048名



国会見学のお申込み！

ホームページからの
お申込みはこちらから



参議院では新型コロナウイルス感染防止対策を施した上で、国会見学を行っています。所要時間は、おおむね1時間です。また、本会議や委員会の傍聴、昼食のご用意など、お気軽にご相談ください。

ホームページからの国会見学お申込み方法

1. 「かわいたかのり」のホームページ上部
「国会見学申込」をクリックしてください。
2. 申込方法を選択して、クリックしてください。

WEBで申込

「WEBで申込」を選択された場合は、必要事項を入力して **送信** ボタンをクリックしてお申込みは完了です。

ホームページ ヘッダー

かわいたかのり

国会見学申請書 (Word形式)

国会見学申請書 (PDF形式)

「国会見学申請書 (Word形式)」又は「国会見学申請書 (PDF形式)」のいずれかを選択された場合は、申請書をダウンロードしていただき、必要事項を入力又は記載後、メール又はファックスで送信してください。

✉ takanori_kawai@sangiin.go.jp FAX. 03-6551-1223

※お電話での受付もいたしております。下記「ご連絡先」まで



「かわいたかのりWEEKLY NEWS」配信中

国政情報を中心に毎週水曜日にYouTubeで配信しています。是非チャンネル登録をお願いします。



ご連絡先

事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
参議院議員会館1223号室

TEL:03-6550-1223 FAX:03-6551-1223
E-mail:takanori_kawai@sangiin.go.jp

ホームページ

<https://kawai-takanori.jp>

フェイスブック

<https://www.facebook.com/kawaijimuso>

HP



FB

